

# 防災管理点検報告及び防災管理点検報告特例認定に関する事務処理要領

## 第1 趣旨

この要領は、京都中部広域消防組合火災予防規程（平成13年京都中部広域消防組合訓令第2号。以下「規程」という。）第101条の規定に基づき、防災管理点検報告及び防災管理点検報告特例認定の事務処理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防災管理点検報告 消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第36条第1項において準用する法第8条の2の2第1項の規定による防火対象物の点検及び報告をいう。
- (2) 防災管理点検報告特例認定 法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項の規定による防災管理点検報告の特例に係る認定をいう。
- (3) 点検報告対象物 消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第46条に規定する防災管理点検報告の対象となる防火対象物をいう。
- (4) 点検報告書 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第51条の12第2項の規定による点検の結果についての報告書をいう。
- (5) 特例申請書 規則第51条の16第2項の規定による防災管理点検報告特例認定申請書をいう。
- (6) 特例決定通知書 規程第32条の5に規定する防災管理点検報告特例決定通知書をいう。
- (7) 特例認定検査基準 法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項の規定による基準に基づく別表に掲げるものをいう。
- (8) 点検基準 法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第1項の規定による基準をいう。
- (9) 防災基準点検済証 規則別表第5に規定する防災基準点検済証をいう。
- (10) 防災優良認定証 規則別表第6に規定する防災優良認定証をいう。
- (11) 防火・防災基準点検済証 規則別表第7に規定する防火・防災基準点検済証をいう。
- (12) 防火・防災優良認定証 規則別表第8に規定する防火・防災優良認定証をいう。
- (13) 変更届出書 規則第51条の16第2項の規定による管理権原者変更届出書をいう。

## 第3 防災管理点検報告

- 1 消防署長（以下「署長」という。）は、点検報告対象物の管理権原者が点検報告書を提出する場合は、管理権原者に対して、点検報告書を2通提出するよう指導するものとする。

- 2 署長は、点検報告対象物で、その管理について権原が分かれているもの（以下「複数管理権原対象物」という。）にあつては、複数の管理権原者の共同による防災管理点検報告をさせることができるものとする。この場合において、当該管理権原者に対して、点検報告書に共同点検報告届出者一覧表（別記第1号様式）及びそれぞれの管理の範囲が分かる図書その他の書類を添付するよう指導するものとする。
- 3 署長は、点検報告書の提出があつたときは、記入事項に不備が認められる場合を除き、收受印（規程第9号様式。以下同じ。）を押印し、防災管理点検結果報告処理簿（第2号様式。以下「報告処理簿」という。）に必要な事項を記入するものとする。
- 4 署長は、点検報告書の提出が2通あつたときは、当該点検報告書の1通を副本として、届出済印（京都中部広域消防組合火災予防規則（昭和57年京都中部広域消防組合規則第18号。以下「組合規則」という。）第4号様式）を押印し、届出者に返付するとともに、報告処理簿に受領印を押印又は署名するよう指導するものとする。

#### 第4 防災管理点検報告特例認定の申請

- 1 署長は、特例申請書の提出があつたときは、当該特例申請書の形式要件を確認するとともに、申請者が点検報告対象物の管理権原者であること、かつ、当該申請者が法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項に規定する防火対象物の管理を開始した日（以下「管理開始日」という。）から3年が経過していることを次に掲げる添付書類により確認するものとする。
  - (1) 管理権原者であることを確認する書類は、次のいずれかとする。
    - ア 不動産の登記事項証明書の写し
    - イ 賃貸借契約書の写し
    - ウ 定款又は寄付行為及び法人の登記事項証明書の写し
  - (2) 管理開始日から3年が経過していることを確認する書類は、次のいずれかとする。
    - ア (1)に掲げる書類
    - イ 申請者に対して、組合規則第12条の規定により通知された特例適用決定通知書の写し
    - ウ その他管理開始日等が特定できない場合は、申請者が従前に届け出た防火対象物使用届出書、防災管理者選任（解任）届出書及び防災管理に係る消防計画作成（変更）届出書の写し
- 2 署長は、過去3年以内に特例決定通知書又は規程第32条の3に規定する防火対象物点検報告特例決定通知書により認定された通知書の写しが添付され、申請者が当該通知書により認定を受けた者と相違していない場合は、特例申請書に書類の添付を省略させることができるものとする。
- 3 署長は、申請者と異なる者（当該申請者と雇用の関係にある者を除く。）が特例申請書を提出するときは、特例申請書に当該申請者の委任状を添付させるものとする。
- 4 署長は、特例申請書の提出があつたときは、記入事項に不備が認められる場合又は添付図書に不備がある場合を除き、收受印を押印し、防災管理点検報告特例認定申請・管理権原者変更届出処理簿（第3号様式。以下「申請等処理簿」という。）に必要な事項を記入するとともに、処理の経過についても申請等処理簿に記録しておくものとする。

- 5 署長は、特例申請書の提出が2通あったときは、收受印を押印し、当該特例申請書の1通を副本として、特例決定通知書を交付するときに申請者に返付するものとする。この場合において、正本の余白部に受領年月日を記入のうえ、申請者に受領印を押印又は署名するよう指導するものとする。
- 6 署長は、特例申請書の收受後に記入事項の軽易な補正が必要な場合は、おおむね7日以内に補正するよう申請者に指導するものとする。
- 7 署長が特例申請書を收受し、特例決定通知書を交付するまでの標準処理期間は、30日間とし、次に掲げる期間及び日を含まないものとする。
  - (1) 特例申請書の記入事項の軽易な補正に要する期間
  - (2) 京都中部広域消防組合の休日を定める条例（平成5年京都中部広域消防組合条例第1号）第1条第1項各号に掲げる日

## 第5 検査

- 1 規程第32条の5の規定による検査については、特例認定検査基準に基づき、事前確認及び現地検査により実施するものとする。
- 2 検査を行う者（以下「検査担当者」という。）は、特例認定検査結果報告書（第4号様式）に検査結果を記入するものとする。

## 第6 事前確認

- 1 検査担当者は、申請のあった点検報告対象物（以下「申請対象物」という。）について、特例認定検査基準のうち、現地検査によらず確認できる項目については、事前確認を行うものとする。
- 2 事前確認は、特例申請書の申請日から過去3年以内の申請対象物の査察結果、各種届出書類等により特例認定検査基準の適否の状況を確認するものとする。
- 3 事前確認の結果、特例認定検査基準に適合していないと判定する場合は、不適合とする。ただし、検査日からおおむね7日程度の期間で是正できる軽微な消防法令違反のみが認められる場合において、速やかに是正を行い、改修の報告を申請者から受け、かつ、是正の状況を確認できたときは、適合とすることができるものとする。
- 4 事前確認により不適合とする場合は、現地検査を実施しないことができるものとする。

## 第7 現地検査

- 1 検査担当者は、特例認定検査基準のうち、現地検査の必要な項目について、申請対象物へ立ち入って検査を行うものとする。
- 2 現地検査は、必要に応じて複数の査察員により実施するものとし、申請対象物の関係者等に立会いを求めるものとする。
- 3 現地検査の結果、特例認定検査基準に適合していないと判定する場合は、不適合とする。ただし、検査日からおおむね7日程度の期間で是正できる軽微な消防法令違反のみが認められる場合において、速やかに是正を行い、改修の報告を申請者から受け、かつ、是正の状況を確認できたときは、適合とすることができるものとする。

- 4 署長は、是正を指導するときは、必要に応じて規程第12条を準用し、その内容を立入検査結果通知書（規程第2号様式）により申請者に通知するものとする。

## 第8 特例決定通知書

- 1 署長は、申請者に対して検査した結果を特例決定通知書により通知するものとする。
- 2 特例決定通知書の記入事項については、次に掲げる事項とする。
  - (1) 認定の効力が生じる日の欄は、認定を決定し、通知した日とする。
  - (2) 認定しない理由の欄は、不認定としたすべての理由、根拠条文又は検査しなかった事項について記入する。
  - (3) 特記事項の欄は、複数管理権原対象物の場合は、事業所の名称、占有階又は占有部屋番号等の防火対象物の範囲について記入する。
- 3 特例決定通知書を交付するときは、特例決定通知書の写しの余白部に受領年月日を記入のうえ、申請者に受領印を押印又は署名するよう指導するものとする。

## 第9 表示の設置指導

- 1 署長は、提出された点検報告書が点検基準のすべての項目で適合しているときは、管理権原者に防災基準点検済証による表示について指導するものとする。ただし、複数管理権原対象物において、すべての管理権原者から提出された点検報告書が点検基準のすべての項目で適合している場合に限り、その表示を付することができることを指導するものとする。
- 2 署長は、特例決定通知書により認定の通知をしたときは、管理権原者に対して、防災優良認定証による表示について指導するものとする。ただし、複数管理権原対象物において、すべての管理権原者が防災管理点検報告特例認定を受けている場合に限り、その表示を付することができることを指導するものとする。
- 3 署長は、点検報告対象物のうち、法第8条の2の2第1項の防火対象物であるものにあつては、防火対象物点検報告により提出された点検報告書が防火対象物点検報告に係る点検基準のすべての項目で適合し、かつ、提出された点検報告書が点検基準のすべての項目で適合している場合に限り、管理権原者に対して、防火・防災基準点検済証による表示を付することができることを指導するものとする。
- 4 署長は、点検報告対象物のうち、法第8条の2の2第1項の防火対象物であるものにあつては、法第8条の2の3第1項の規定による防火対象物点検報告の特例に係る認定及び防災管理点検報告特例認定を受けている場合に限り、管理権原者に対して、防火・防災優良認定証による表示を付することができることを指導するものとする。

## 第10 管理権原者の変更

- 1 署長は、特例決定通知書により認定を受けている点検報告対象物（以下「特例認定対象物」という。）の管理権原者の変更を聞知したときは、当該管理権原者に変更届出書により届出をするよう指導するものとする。

- 2 署長は、管理権原者に変更届出書により届出をするよう指導したにもかかわらず届出がされない場合で、違反処理の必要があると認めるときは、京都中部広域消防組合違反処理規程（平成16年京都中部広域消防組合訓令第2号。以下「違反処理規程」という。）第29条の規定により過料事件の通知をするものとする。
- 3 署長は、変更届出書の提出があったときは、記入事項に不備が認められる場合を除き、收受印を押印し、申請等処理簿に必要な事項を記入するものとする。
- 4 署長は、変更届出書の提出が2通あったときは、收受印を押印し、当該変更届出書の1通を副本として、届出者に返付するものとする。この場合において、正本の余白部に受領年月日を記入のうえ、届出者に受領印を押印又は署名するよう指導するものとする。
- 5 変更届出書により管理権原者の変更の届出があったときは、当該変更日を防災管理点検報告特例認定の効力を失う日とする。

#### 第11 特例認定の取消し

- 1 署長は、特例認定対象物が法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第6項の規定に該当すると認めるときは、違反処理規程第20条の規定に基づき、特例認定の取消しの違反処理をするものとする。
- 2 法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第6項第3号の規定に該当するときにあつては、法令遵守違反の繰り返しや法令違反の具体的な是正意識が認められないときに適用するものとする。

#### 第12 防災優良認定証の除去等

- 1 署長は、防災優良認定証を設置している防火対象物が法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第4項の規定による失効又は法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第6項の規定による取消しに該当すると認めるときは、速やかに当該防災優良認定証の設置者に対して、表示を付さないよう指導しなければならない。
- 2 署長は、防災優良認定証の表示を付さないよう指導したにもかかわらず表示を付しているときは、違反処理規程第7条の規定により違反処理をするものとする。

#### 第13 防火・防災優良認定証の除去等

- 1 署長は、防火・防災優良認定証を設置している防火対象物が法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第4項の規定による失効又は法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第6項の規定による取消しに該当すると認めるときは、速やかに当該防火・防災優良認定証の設置者に対して、表示を付さないよう指導しなければならない。
- 2 署長は、防火・防災優良認定証の表示を付さないよう指導したにもかかわらず表示を付しているときは、違反処理規程第7条の規定により違反処理をするものとする。

#### 第14 進行管理等

- 1 署長は、申請等処理簿により防災管理点検報告特例認定に係る事務処理の進行を管理するものとする。

2 署長は、点検報告対象物の査察簿に点検報告書、特例申請書の写し及び特例決定通知書の写しを編冊し、保存するものとする。

附 則（平成24年11月16日付け24消第351号）  
この要領は、平成24年12月1日から施行する。

附 則（平成26年3月20日付け25消第501号）  
この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年6月25日付け27消第172号）  
この要領は、平成27年7月1日から施行する。

別表（第2関係）

特例認定検査基準

検査項目	判定基準	根拠条文
管理開始日	申請者が申請対象物の管理を開始した日から申請日において3年以上経過していること。	法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項第1号
命令の有無	申請日前の3年以内において法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項、第17条の4第1項若しくは第2項又は第36条第1項において準用する第8条第3項若しくは第4項の規定による命令（申請対象物の位置、構造、設備又は管理の状況がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はその他の法律に違反している場合に限る。）を受けていないこと。	法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項第2号イ
命令事由の有無	法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項、第17条の4第1項若しくは第2項又は第36条第1項において準用する第8条第3項若しくは第4項の規定による命令（申請対象物の位置、構造、設備又は管理の状況がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はその他の法律に違反している場合に限る。）を受けるべき事由が現にないこと。	
取消しの有無	申請日前の3年以内において法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第6項の規定に基づく認定の取消しをされていないこと。	法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項第2号ロ
取消し事由の有無	法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第6項の規定に基づく認定の取消しを受けるべき事由が現にないこと。	
法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第1項による点検及び報告の実施	申請日前の3年以内において規則第51条の12第2項において準用する規則第4条の2の4第1項に規定する期間ごとに点検し、報告されていること。	法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項第2号ハ
虚偽報告の有無	申請日前の3年以内において虚偽の報告をしていないこと。	
法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第1項による点検の結果	申請日前の3年以内において実施した法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第1項の規定による点検の結果が同項の規定に基づく点検基準に適合していること。	法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項第2号ニ
防災管理者選任（解任）届出書の有無	規則第51条の9の届出がされていること。	

防災管理に係る消防計画作成（変更）届出書の有無	規則第51条の8第1項の届出がされていること。	
自衛消防組織設置（変更）届出書の有無	令第4条の2の4に規定する防火対象物（同条第2号に掲げる防火対象物にあっては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。以下同じ。）にあっては、法第8条の2の5第2項の届出がされていること。	
防災管理業務の一部委託	防災管理業務の一部を委託している場合は、規則第51条の8第2項において準用する規則第3条第2項に定める事項が申請対象物の防災管理に係る消防計画に定められていること。	
管理権原を有する範囲	令第46条に規定する防災管理を要する建築物その他の工作物（以下「防災管理対象物」という。）の管理について権原が分かれているものにあっては、規則第51条の8第2項において準用する規則第3条第3項に定める事項が申請対象物の防災管理に係る消防計画に定められていること。	
防災管理に係る消防計画の実施	規則第51条の8第1項各号に定める事項のうち、申請対象物の防災管理に係る消防計画に定められている事項が定められたとおり適切に実施されていること。	
自衛消防組織の業務の実施	令第4条の2の4に規定する防火対象物にあっては、規則第51条の10第1項各号に定める事項のうち、申請対象物の防災管理に係る消防計画に定められている事項が定められたとおり適切に実施されていること。	法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項第3号
共同自衛消防組織の決定	令第4条の2の4に規定する防火対象物のうち、令第4条の2の5第2項の規定により、その管理についての権原を有する者が共同して自衛消防組織を置く場合にあっては、規則第51条の10第2項各号に定める事項のうち、申請対象物の防災管理に係る消防計画に定められている事項が定められたとおり適切に実施されていること。	
訓練の実施回数	避難訓練を年1回以上実施していること。	
訓練の事前通報の有無	避難訓練の実施に当たり消防機関に通報していること。	
統括防災管理者選任（解任）届出書の有無	防災管理対象物の管理について権原が分かれているものにあっては、規則第51条の11の3の届出がされていること。	
建築物その他の工作物の全体についての防災管理に係る消防計画作成（変更）届出書の有無	防災管理対象物の管理について権原が分かれているものにあっては、規則第51条の11の2の届出がされていること。	
避難上必要な施設等の維持管理	法第8条の2の4に規定する避難上必要な施設及び防火戸について、適切に管理されていること。	

備考 検査項目に係る消防法令の基準が申請対象物に適用がない場合は、当該検査項目は除外する。

別記第1号様式（第3関係）

共同点検報告届出者一覧表

区分	届出者の氏名等	防災管理者
		立会者
		備考
1	住所	Ⓜ
	氏名	Ⓜ
	電話番号	—
2	住所	Ⓜ
	氏名	Ⓜ
	電話番号	—
3	住所	Ⓜ
	氏名	Ⓜ
	電話番号	—
4	住所	Ⓜ
	氏名	Ⓜ
	電話番号	—
5	住所	Ⓜ
	氏名	Ⓜ
	電話番号	—

備考

- 1 届出者が法人の場合は、法人の名称及び代表者氏名を記入してください。
- 2 備考欄には、事業所の名称等を記入してください。

第2号様式（第3関係）

防災管理点検結果報告処理簿

受付番号	届出者	住所	
第号		氏名	
年月日受付	防災管理 対象物	所在地	
年月日返付		名称	
受領印 ・署名	事業所	名称	
受付番号	届出者	住所	
第号		氏名	
年月日受付	防災管理 対象物	所在地	
年月日返付		名称	
受領印 ・署名	事業所	名称	
受付番号	届出者	住所	
第号		氏名	
年月日受付	防災管理 対象物	所在地	
年月日返付		名称	
受領印 ・署名	事業所	名称	
受付番号	届出者	住所	
第号		氏名	
年月日受付	防災管理 対象物	所在地	
年月日返付		名称	
受領印 ・署名	事業所	名称	
受付番号	届出者	住所	
第号		氏名	
年月日受付	防災管理 対象物	所在地	
年月日返付		名称	
受領印 ・署名	事業所	名称	

備考 防災管理対象物の管理について権原が分かれている場合にあつては、事業所の名称を記載すること。

第3号様式（第4、第10及び第14関係）

防災管理点検報告特例認定申請・管理権原者変更届出処理簿

受付番号	申請者等	住所			
第号		氏名			
年月日受付	防災管理対象物	所在地			
		名称			
年月日返付	事業所	名称			
通知年月日及び番号	年月日・第号		交付年月日	年月日	
決定区分	<input type="checkbox"/> 認定 <input type="checkbox"/> 不認定		失効年月日	年月日	
受付番号	申請者等	住所			
第号		氏名			
年月日受付	防災管理対象物	所在地			
		名称			
年月日返付	事業所	名称			
通知年月日及び番号	年月日・第号		交付年月日	年月日	
決定区分	<input type="checkbox"/> 認定 <input type="checkbox"/> 不認定		失効年月日	年月日	
受付番号	申請者等	住所			
第号		氏名			
年月日受付	防災管理対象物	所在地			
		名称			
年月日返付	事業所	名称			
通知年月日及び番号	年月日・第号		交付年月日	年月日	
決定区分	<input type="checkbox"/> 認定 <input type="checkbox"/> 不認定		失効年月日	年月日	
受付番号	申請者等	住所			
第号		氏名			
年月日受付	防災管理対象物	所在地			
		名称			
年月日返付	事業所	名称			
通知年月日及び番号	年月日・第号		交付年月日	年月日	
決定区分	<input type="checkbox"/> 認定 <input type="checkbox"/> 不認定		失効年月日	年月日	

備考

- 1 防災管理対象物の管理について権原が分かれている場合にあつては、事業所の名称を記載すること。
- 2 該当する□には、レ印を記入すること。

第4号様式（第5関係）

特例認定検査結果報告書

防災管理対象物名称		用途	( ) 項
事業所名称		用途	( ) 項
防災管理対象物所在地			
申請者の住所・氏名			
申請受付年月日	年 月 日	前特例認定失効日	年 月 日
特例認定判定結果	適合 ・ 不適合	検査期限	年 月 日

検査項目等	事前確認	現地検査			判定結果
		書類	現地		
実施日 (検査員等氏名)	年月日 ( )	年月日 ( )	年月日 ( )	年月日 ( )	年月日 ( )
管理開始日	管理開始 年月日				適・否
命令の有無	有・無 命令 年月日 命令の是正 年月日		有・無	有・無	適・否
命令事由の有無	有・無		有・無	有・無	適・否
取消しの有無	有・無 年月日		有・無	有・無	適・否
取消し事由の有無	有・無		有・無	有・無	適・否
防災管理点検報告の点検及び報告の実施	点検 年月日 報告 年月日	副本編冊 有・無			適・否
防災管理点検報告の虚偽報告の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	適・否
防災管理点検報告の点検の結果の状況	報告 年月日				適・否
防災管理者選任の状況	有・無 届出 年月日	副本編冊 有・無			適・否

防災管理に係る消防計画作成（変更）の状況	有・無 届出 年月日	副本編冊 有・無			適・否
自衛消防組織設置（変更）の状況	有・無 届出 年月日	副本編冊 有・無			適・否
防災管理業務の一部委託の状況	内容 有・無		適・否	適・否	適・否
管理権原を有する範囲の状況	内容 有・無		適・否	適・否	適・否
防災管理に係る消防計画の実施	自衛消防組織の編成等の状況	適・否	適・否	適・否	適・否
	自主検査の実施等の状況				
	収容人員の管理の状況				
	防災管理上必要な教育の実施の状況				
	消火、通報及び避難誘導の状況				
	消防機関との連絡の状況				
	工事中の火気又は取扱いの監督の状況				
	防災管理に関し必要な事項の状況				
令第4条の2の4に規定する防火対象物の自衛消防組織の業務の実施の状況	適・否	適・否	適・否	適・否	適・否
令第4条の2の4に規定する防火対象物の共同自衛消防組織の決定の状況	内容 適・否				適・否
訓練の実施の状況	実施 年月日 年月日	記録 有・無			適・否
訓練の事前通報の状況	有・無				適・否
統括防災管理者選任の状況	有・無 届出 年月日	副本編冊 有・無			適・否
建築物その他の工作物の全体についての防災管理に係る消防計画作成（変更）の状況	有・無 届出 年月日	副本編冊 有・無			適・否
避難上必要な施設又は防火上の構造の管理状況			適・否	適・否	適・否
備考					

備考

- 1 検査員等氏名の欄は、検査等を行った職員のうち、上席者の氏名を記入すること。
- 2 該当する項目の事項に○印を付し、該当年月日等を記入すること。
- 3 判定結果を否とする場合は、その内容を余白又は備考欄に根拠条文を明確にして記入すること。
- 4 該当しない項目は、斜め線で消去すること。

参 考

特例認定事務処理手順及び処理要領

事務処理手順	処 理 要 領
<pre> graph TD     A[特例認定の申請 特例申請書の提出] --&gt; B[特例申請書の受付]     B --&gt; C[特例申請の形式要件検査 特例申請書の形式要件検査]     C -- 不備有 --&gt; D[補正]     C -- 不備無 --&gt; E[【検査】 (1) 事前確認 (2) 現地検査]     D --&gt; E     E --&gt; F[認定の決定]     E --&gt; G[不認定の決定]     F -- ※1 --&gt; H[特例決定通知書の作成]     G -- ※2 --&gt; H     H --&gt; I[特例決定通知書の交付]     </pre>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 点検報告対象物が特例認定の要件すべてに適合しているものにあつては、特例認定の申請ができる旨を指導する。</li> <li>● 特例申請書の様式、記入事項及び添付書類を確認する。</li> <li>● 不備等がある場合は、特例申請書の補正ができる相当の期間（おおむね7日以内の期間）を定めて補正を求める。</li> <li>● 特例申請書を受理したときは、申請等処理簿に必要な事項を記入する。</li> <li>● 検査は、事前確認及び現地検査により、別表に掲げる検査項目について、それぞれの判定基準に適合しているかを確認する。</li> <li>● 事前確認における書類の確認において、あきらかに別表に掲げる判定基準に適合していないと判定した場合は、不適合とし、現地検査を実施しないことができる。ただし、おおむね7日程度の期間で是正できる軽微な消防法令違反のみが認められる場合は、再確認により判定することができる。</li> <li>● 現地検査において、別表に掲げる判定基準に適合していない検査項目を確認した場合は、当該検査を終了することができる。ただし、おおむね7日程度の期間で是正できる軽微な消防法令違反のみが認められる場合は、再検査により判定することができる。</li> </ul> <p>※1 特例決定通知書に認定として、認定の効力の生ずる日等の必要な事項を記入する。</p> <p>※2 特例決定通知書に不認定として、認定しない理由等の必要な事項を記入する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 特例決定通知書を交付する。この場合において、認定の通知をしたときは、表示について指導する。</li> <li>● 申請等処理簿に必要な事項を記入する。</li> </ul>

